

高知県中山村と日露戦争

— 地域の対応と帰還した兵士の動向 —

小幡 尚

はじめに

本稿の課題は、高知県安芸郡中山村（現在の安田町の一部）が日露戦争へ示した対応を、村から出征して帰還した兵士たちをめぐる事象を中心として具体的に解明することである。

中山村は、安田町の北部にかつて存在した村である。同村は、町村制実施に際し、一八八九年四月に成立した。一九四三年一月一日に、安田町と合併し、今に至る。

中山村の東側には安芸町、南側には安田村、北側には馬路村があった。人口は、一九〇三年末現在で一七六九人（男八八三人、女八八六人、三四三戸）である。

これまで、「中山村と日露戦争」についてはほとんど何も知る事ができなかった。中山村の名を冠した史書は編纂されていない。戦後に、安田町の自治体史といえる安岡大六・松本保の共著による二書、『安田文化史』（安田町、一九五二年）³と『新安田文化史』（同、一九七五年）が刊行されたが、ここでは「中山村の近代史」に十分な紙幅は割かれていない。

かつての同村域にある北寺（安田町別所）の境内に、中山村と

日露戦争との関わりを示すいくつかの「手がかり」がある。その一つが、「日露戦役記念」と記された石碑（以下、「日露碑」とする）である。

日露碑の表面にある碑文は、「夫日露戦役実空前大役而邦家興廢所繫也」と始まり、国威を発揚することになった日露戦争において「本村出征軍人」が三九名にのぼり、「戦歿者十二名凱旋者二十七名」という結果になった、と記す。

碑文には、「銃後」の動きについての記述もある。清岡正栄らが設立した興武会等が「後援事業」に尽瘁し、出征者たちに「後顧之憂」がないように努めたという。末尾には「明治三十九年十二月二十五日 中山村興武会長清岡正栄撰之」とある。日露碑は、一九〇六年末に中山村興武会（以下、興武会とする）によって建てられたものである。

興武会は軍事援護組織である。軍事援護組織とは、「兵士や留守家族を支え銃後の体制を固めるために各市町村につくられた団体」⁴である。このような組織は、日清戦争期から日露戦争期にかけて全国的に組織され定着していった。同組織は、出征する兵士

の送迎や慰労、彼らの家族の救援、戦没者の慰霊や顕彰などの活動を行なった。地方行政機関の外郭的団体という形をとることが多かった。高知県では、日露戦争期において、一般に兵事会と称される軍事援護組織がほとんどの市町村に組織された。興武会は、独自の名称を有する兵事会である。

日露碑の裏面には、「本村出征軍人」全員について、陸海軍の別(ただし陸軍のみ)・兵種・階級・勲位・氏名が「戦歿者」「凱旋者」の別に記されている。既に筆者は、一二人の戦没者についてその死までの動向や、興武会等による慰霊の態様などを分析した論考を発表している⁵⁾。本稿は、同論考(以下、前稿とする)の「統編」として、「凱旋者」(以下、帰還者と呼ぶ)を検討の対象として、彼らの動向と同村を中心とする地域の対応の解明を目指す。

前稿で詳しく述べたように、中山村の「出征軍人」をめぐる事象について検討することが可能となったのは、興武会の史料が発見されたからである。

二〇一七年に旧中山村の役場庁舎に保管されていた文書が確認され、整理が始められた。筆者は、安田町の許諾を受け、この「中山村旧役場等文書」(以下、「村文書」)を閲覧した。村文書には、同村、さらには高知県と軍・戦争との関係を考える材料となる史料が多く含まれている。その中でもとくに高い史料価値を有するのが、表紙に『明治廿七年八月以降 中山興武会雑書類 第五号』と記された綴りである(以下、『雑』)。「雑」には、一八九四年八月から一九〇八年九月に至るまでの同会関係文書が綴られて

いる。中でも日露戦争期の史料が充実している。所収文書には興武会が受信した文書も含まれており、中山村のみならず周辺町村や高知県全体の軍事援護等の動向についても知ることが出来る。本稿は、『雑』の文書を全面的に活用して検討を進める。

このような課題を掲げる本稿の意義について述べておきたい。高知県を対象として、軍・戦争と地域社会の関わりについて史的検討を加えた研究はほとんどない。日露戦争に限って言えば、戦没者がどのように慰霊されたのかという問題について検討した筆者による研究⁷⁾がある程度である。

本稿は、帰還者の動向に着目し、村などの対応を検討する。すなわち、前稿と合わせて、中山村からの出征者全員の動向と、地域社会の対応を総体的に討究することになる。高知県を対象にしてこのような検討がなされるのは初めてのことである。本稿の検討によって、「高知県と日露戦争」についての研究の基点を示し、それ以降の時代を考えるための一つの前提を提供できると考えている。

もちろん、全国的に、日露戦争が地域社会に与えた影響を明らかにしようとする研究は存在する。例えば、近年の代表的な成果として、松尾正人「日露戦争と地域社会―北多摩郡村山地域を中心に―」(『文学部紀要 史学』〔中央大学〕二五六巻六〇号、二〇一五年)が挙げられる。これは、北多摩郡村山地域を対象に、そこから出征した兵士を見た「戦争の実際」と「兵士を送り出した町村の対応」などの実情を追求した論考である。この中で、松尾

氏は、「戦地への動員と大陸での戦闘、出征兵士に対する家族や町村の支援、凱旋と慰霊など、その実態は地域社会のありかたを反映し、必ずしも一様ではなく、日露戦争と地域社会の関係についての検討はなお必要であると指摘している。「日露戦争と地域社会」については、さらなる研究の蓄積が必要である。

また、兵士自身が記した史料を用いて日露戦争の意義を問う研究もある。代表的なものとして、横山篤夫・西川寿勝編著『兵士たちがみた日露戦争—従軍日記の新資料が語る坂の上の雲—』(雄山閣、二〇一二年)が挙げられよう。これらの研究は、兵士が記した軍事郵便や従軍日記を利用することによって、戦地での兵士たちの動向やその意識を分析し、兵士の視点から日露戦争の戦場を描くものである。これらの研究でも、兵士の出身地域の動向について一定の検討がなされている。

西川氏が前掲書の「はじめに」で述べているように(四頁)、「戦史・戦術からみた日露戦争」の研究史の厚さに比し、このような「末端兵士の実相からの史料を積み上げた」研究はわずかしかない。つまり、兵士も視野に入れた各地域の「日露戦争の実相」については、さらに事例を集積していくことが求められる段階にある。

『雑』には兵士たちが書いた書簡類がほとんど綴られていないため、本稿で「兵士からみた戦場」について論じることはできない。しかし、興武会に残る史料から、中山村から出征した兵士たちの所属部隊、そして彼らが傷病を負った際の入院先については

詳しく明らかにすることができる。

本稿は、出征兵士(ただし帰還者のみ)の戦争中の動向を組み込みながら、中山村側の組織的な対応と、それらを繋いだ「通信」の実相について、詳細に明らかにすることを目指す。それによって、これまでと視点の異なる事例と分析を提供できると考えている。

本文に入る前に日露碑に刻まれている帰還者を掲げておく。兵種・階級等の表記が同一のものはまとめて記した(日露碑には個別に記してある)。また、二名を除いてアルファベット一文字の仮名とした(日露碑に書かれた順に振ってある)。二名を顕名としたのは、その公人の度合いによる。彼らについては後述する。以下、帰還者はこの仮名で表す。

- 陸軍騎兵中尉 七位勲六等功五級 清岡公臣
- 陸軍歩兵少尉 正八位勲六等 a
- 陸軍歩兵曹長 勲七等 伊吹秀実
- 陸軍歩兵軍曹 勲七等 b
- 陸軍歩兵上等兵 勲八等功七級 c
- 陸軍歩兵一等卒 勲八等 d · h · j · l · n · o · q · s · t · u · v
- 陸軍歩兵二等卒 勲八等 e · p · r
- 陸軍輜重輪卒 勲八等 f · m
- 陸軍砲兵一等卒 勲八等 g
- 陸軍砲兵輪卒 勲八等 i

陸軍歩兵上等兵勲八等 k

陸軍輜重輪卒 w・x・y

また、側面に「有日清役勲功者而此役在内地執掌軍務受賞典者陸軍歩兵一等靴工長勲八等」との文言と氏名が記されている。この者の名をzとする。

本稿は、帰還者のほとんどを占める兵卒を主たる分析の対象とするものであるが、将校・下士も検討の対象としていることを付言しておく。

高知県の日露戦争出征者の動向を考える場合、郷土部隊である歩兵第四四連隊と、同連隊が隷属する第一一師団（香川県善通寺町）を視野に入れておく必要がある。

一一師団の設置が決定されたのは、日清戦争後のことである。同師団の公式記録である『第十一師団歴史』の一八九六年七月一三日条には、次のように記されている。

陸軍平時編制改正ノ結果既設七師団ハ増加シテ十三師団トナリ第十一師団ハ四国全島ヲ管区トシ師団司令部ヲ善通寺ニ設置ス

師団の開庁は一八九八年一二月のことである。善通寺には、一一師団に属する歩兵第四三連隊、騎兵第一一連隊、野戦砲兵第一一連隊、工兵第一一大隊、輜重兵第一一大隊、師団彈薬大隊が置かれた。

歩兵第四四連隊は、高知県に初めて置かれた「軍隊」であり、郷土部隊である。一一師団の発足に伴い、一八九六年一二月に松

山兵営で編制され、翌九七年七月に土佐郡朝倉村（現高知市朝倉）の兵営に入った。¹⁰

尚、本稿では、年を西暦のみで示す。本文では、類出する一九〇四・一九〇五・一九〇六年を、それぞれ〇四・〇五・〇六年と略記する。また、『雑』所収の文書を典拠とする場合にはとくに注記しない。

一 日露戦争前の状況

1 中山村興武会と清岡正栄

本章では、日清戦争期とそれ以降の状況について見る。はじめに、興武会の発足について述べる。

前稿で明らかにしたように、興武会の出発点は、『雑』の冒頭に置かれている一八九四年八月四日付の清岡正栄による「広告」である。ここで清岡は、日清戦争を国民として支持することを表明し、「恤兵金品献納」や「出兵者救族」に関すること等を自費でも行なうと宣言した。この時、清岡は中山村の村長であった（三代目、一八九二年一二月〜九八年九月）。

この後、清岡を中心に興武会が結成された。活動の開始は、日清戦後である。興武会には村の成年男子のほとんどが参加し、村の有力者を中心に運営されていた。

興武会の結成を提唱し、発足後も会長としてその活動を大きく担った清岡正栄とはどのような人物であったか。管見の限り、清岡について最も詳しく記す文献は、『日露戦役土佐武士鑑』（高知

武揚協会、一九一六年(以下、『鑑』とする)である。

『鑑』は、日露戦争に従軍した高知県出身の兵士たちを顕彰するために同協会が編纂・発行した書籍である。同書では、計三九三〇名の「殊勲者」・「陣亡者」・「廃兵」が扱われている。

『鑑』の巻末に、軍事援護組織の動向など、銃後の県民の活動の概況が付記されている。そこで取り上げられている個人三名のうちの一人在清岡である。

ここには、日清・日露戦争期の清岡の行動が次のように記されている。日清戦争が勃発すると、清岡は「憂国ノ情熱シテ抑へ難ク同志ト相謀リ義勇兵ヲランコトヲ欲シ」たが、目的を達するこゝとができなかつた。この後、興武会を創設して会長となり、「時事ニ感スルノ村民皆之レカ会員タルノ盛況ヲ来シ」、「徴兵適齡者ノ奨励満期帰郷者ニ対スル感謝的贈品ヲナシ時月ノ推移ト共ニ村民氣風ノ改善ニ努力」した。興武会は、「恰モ小武揚協会」のようであつた(武揚協会については後述)。

日露戦争が起こると、「一層後援ノ事ニ熱注シ自ら資ヲ投シテ昼夜ノ別ナク恤兵救族ニ奔走シ出征者ヲシテ内顧ノ憂ナカラシムルト同時ニ家族ノ慰安ニ努メ」て「其勞ヲ辞」さなかつた。

『鑑』において、清岡の日清・日露戦争期の行動は、県下に見られた銃後の動向の模範例として扱われ、高く評価されているのである。

ここで武揚協会について説明しておきたい。高知市役所編『高知市史』(同市役所、一九二〇年)の「高知武揚協会」の項(二八

一・二八二頁)の冒頭には、次のようにある。

本会は軍人優待、軍人養成、恤兵救族の目的を以て、明治十七年民間有志者相謀りて一団体を組織し、近藤正英を推して会長となす。明治二十八年会員の募集に著手し、同三十一年財団法人の許可を得たり

この後に、同協会の一四の事業が列挙されている。一は「満期退營者に対する金円の贈与」、二は「明治二十七八年戦役に於ける後援事業」、三は「同役に於ける凱旋軍隊の歓迎」であつた。ここから分かるように、同協会は、地域の人々が軍や徴兵に馴染むことを目指すとともに、軍事援護事業の実施を志向していた。事業の一は「明治三十七八年戦役に関する後援事業」となつていた。武揚協会は、県全体を活動の範囲とする、県下において最も古い軍事援護組織であつた。『鑑』は、そのような団体が編んだものである。

日露戦争前の興武会の活動について、多くは分からない。以下の二つの動向が判明する程度である。

一つは、兵役のため村を出る者の「送別会」である。一九〇〇年一月二五日に、中山尋常小学校において興武会による「本年出兵軍人送別会」が開催された。招待された四名のうち二名が日露碑の「戦歿者」(以下、戦没者とする)、二名が帰還者(d・i)であつた。「出兵」とあるが、現役兵として(おそらく四四連隊に)入営したと考えられる。

もう一つは、日清戦争従軍者の顕彰である。時日ははっきりし

ないが、同戦争の「凱旋軍人へ贈リタル謝状」と、「討匪凱旋紀念」などと記された「木杯」の作成の準備がなされている。両者ともに「中山興武会長清岡正栄」の文字が入っている。贈られた人々についてはその数も含め不明である。

2 中山村在郷軍人会

興武会の発足より後、同村の在郷軍人会が発足した。一九〇〇年二月に一二条から成る規約が作成されており、この頃に結成されたと考えられる。同年三月の時点で、会長はkであった。その活動については不詳である。

また、一九〇二年七月一四日の時点で在郷軍人は一五人いた。在郷軍人とは、「現役の軍隊生活を終えて予備役・後備役などに退いた軍人のこと」である。¹²つまり、この時点で、入営して軍隊教育を受けた経験を有する者が一五名いたということである。一五名のうち、七名が帰還者（b・g・i・k・m・o・p）、六名が戦没者である。

彼らの内、日露戦争以前の軍歴が判明する者が三名いる。戦没者一名とpとzである。pとzについて触れておく。

一九〇二年七月頃に作成されたと考えられる文書に、pの軍歴が次のように記されている。同年三月一日に教育召集として四四連隊第一〇中隊へ入隊し、三ヶ月間服役した後、同年五月三〇日に「解隊」した。〇二年一月一日から〇九年三月末日までの七年四ヶ月の間、第一補充兵役に服すこととなっていた。

もう一人はzであるが、後述する。

3 中山村と日清戦争

前稿で述べたように、中山村から日清戦争へ何人の村民が出征し、何人が戦没したのかについては不明である。ただし、『雑』に記録がないことから、戦没者はいなかったと判断できる。

先述の「謝状」から分かるように、出征者はいたと考えられる。確認できるのは二人である。

一人は伊吹秀実である。清岡から伊吹に宛てた〇五年一月二日付の慰問状の中で、同戦争で力を尽くした、と記されている。また、伊吹は村長経験者であった。一八九八年九月から一九〇一年六月まで四代目の村長（清岡の次）を務めている。

もう一人は、日露碑の側面に名が見えるzである。日清戦争における彼の戦歴を詳しく記す「軍隊手帳写」が『雑』にある。興武会が出征者の功績を顕彰するために提出を求めたものだと考えられる。

これによるとzの一八九七年までの軍歴は次のようになる。一八九一年一月一日に松山の歩兵第二連隊第六中隊に入隊し、翌年一月には被服工長学舎へ入学、九四年八月に卒業している。¹³同年六月三日には、二二連隊の一員として松山を發ち朝鮮へと向かった。同地到着後は、清国盛京省九連城など各地を転戦した。九五年三月一三日に同省海城を出発し、四月一三日に松山に帰營している。出征中に陸軍歩兵靴工下長に任じられ、九七年一

○月には陸軍歩兵靴工長となっている。日露戦争中の彼の動向は分らないが、軍における製靴の専門家として勤務していたのであろう。

二 日露戦争期の状況

本章では、日露戦争期の状況について検討する。周知のように、同戦争の戦端は○四年二月八日に海軍が旅順港外でロシア艦隊を攻撃したことで開かれ、その二日後に宣戦布告がなされた。同戦争の講和条約は○五年九月五日に締結されている。

ここで、高知の郷土部隊たる歩兵第四連隊の日露戦争における動向の概略を確認しておく。¹⁴ ○四年四月一九日に同連隊に対して動員下令が発せられた。五月七日に兵営を出発し、海路で大陸に向かった。五月二八日に清国盛京省張家屯に上陸し、第三軍に編入された。六月には乱泥橋付近の戦闘に、七月には大石洞付近の戦闘などに参加した。八月二日から二四日にかけて旅順第一回総攻撃に参加した。一〇月三〇日からは旅順第二回総攻撃、一二月二六日からは同第三回攻撃に参加している。○五年一月二日に旅順要塞が陥落した後も、同年二・三月の五百牛緑馬群丹付近の戦闘等に参加した。戦争の終結後は、○六年一月一日より帰国の途に就き、同月一三・一四日に兵営に帰着した。

これらを踏まえ、本章では、検討の対象とする時期をおおよそ○四年二月から○五年末までとする。

ここで、日露戦争下における中山村の兵役の状況の概略を見て

おく。『明治四十年 中山村治一班 中山村役場』(村文書)には、「兵員(曆年末現在)」という項目がある。それによれば、○四年は陸軍の現役が六名、以下、予備役五・補充兵一三・後備役五、第一国民兵〇・第二国民兵二四四、であった。

○四年の中山村役場「事務報告」(○五年二月二三日付)¹⁵では、「兵事」の項に以下のように記されている。

一 動員下令ノ度数十二回ニシテ出征兵士三十一名現役兵四名都合三十五名内一名病氣ニ依リ帰郷四名戦死二名傷死一名病死二名生死不明トナル

前稿で述べたように、一・二名の戦没者に現役兵はいなかった。戦没者を除いた一九名の出征者と現役兵四名が帰還者である。ただし、帰還者の中の現役兵を特定することはできなかった。

1 中山村興武会の活動

本節では、日露戦争中の興武会の活動について述べる。

まず、出征兵士の見送りを挙げる。前稿で述べたように、この時期には「送別会」は行なわれず、出征のために村を出る際の見送りのみが行なわれていた。

開戦後、最初の見送りは○四年八月一〇日に行なわれた。この日、歩兵の第一補充兵三名(戦没者二名・**巳**)が村を出発した。興武会による村民に対する告知が事前に行なわれ、この日の午前八時に「正弘学校迄集合」するよう呼びかけられた。また、「兵士出発当日ハ送別ノ意ヲ表シ今期ヨリ以後各戸門前二日章旗ヲ立」

てることとされた。これ以降、出征兵士はこのような形で見送りを受けた。

やや特殊な事例を挙げておく。○四年十一月一三日に、南善策村長（五代目、一九〇一年六月～一三年六月）と清岡興武会長の連名で村内に向けて「応召軍人見送」が告知された。その文面は次のようなものである。「前村長陸軍歩兵曹曹敷八等伊吹秀実君今回歩兵第四十三連隊補充大隊へ臨時召集ヲ令セラレ明十四日奈比賀通り山越ヲ以テ当地出發ニ付見送ノ為メ日浦磯ニ於テ送別式執行候間同日午前第十時迄同所へ集合」するように。

伊吹秀実は、日清戦争に続いて日露戦争でも軍務に就いた。前村長であつたためなのであろう、一三日の午後には興武会によつて送別の宴会が催されている。

次に、戦地の兵士への慰問状・見舞状の送付について見る。前稿でも述べたように、『雑』には、村外にいる兵士たちへ送つた慰問状や見舞状（の下書き）が多く収められており、かなりの頻度で送付されていたことが分かる。

慰問状の最初のものは、○四年七月一九日付の村長・興武会長で連名でc・oに宛てたものである。後述するように、この時点で両者とも戦地にいると考えられるが、所属先は不明である。

その次は、○四年九月三日付のものである。この慰問状も、村長・興武会長連名で一九名の出征者（清岡公臣・b・c・d・g・h・i・k・n・o・p・戦没者八名）へ宛てたものである。

この後も断続的に、各地の村出身兵士へ慰問状が発せられてい

る。ここに紹介したもののように、同文のものが一度に多くの宛先へ送られることが多かった。

その内容は、ほぼ例外なく、国家のために尽くしていることを嘉賞し、さらなる活躍を願うものである。これ以外には、村の現況に触れていることが偶にある程度であり、その内容に大きな特徴があるものはほとんどない。

例えば、○四年二月二六日に、村長・興武会長の連名で帰還者四名（l・m・q・r）に宛てて出された慰問状は、「御健全ニ国家ノ為メ倍々御精勵」していることに感謝を示した上、「留守許御一統不相変家業ニ御勉勵」しているので、「御後慮ナク御忠勤」してほしいと結ぶ。

後に詳しく見るように、帰還者の多くは傷病により普通寺等の予備病院に入院した。彼らへの見舞状も多く残されている。『雑』にある最初の見舞状は、○四年九月一二日付の村長・興武会長連名でdに宛てたものである（後にも触れる）。また、同月一五日付のb・oに宛てたものもある。両者ともに彼らの入院先は記されていないが、興武会が彼らの状況と所在を把握していたことは間違いない。

同年一二月二日には、広島予備病院に病気のため入院しているnへ同様の見舞状が送られた。「国家ノ為メ大志ヲ懐ケル御身分ニシテ御遺憾之程」を察します、とした上で全治を祈念している。中山村側で、兵士たちの傷病やその入院先を把握できていたのは、主に高知恤兵通信会（以下、「通信会」とする）の活動による

と考えられる。同会については後に述べる。

『雑』に、兵士たちから興武会等へ送られた手紙類はほとんど綴られていない。しかし、戦地等からの便りは少なからずあったようである。○五年四月一二日付で、南・清岡両名から帰還者四名(伊吹秀実・b・f・i)に宛てた慰問状には、「毎度御懇篤ノ御書幹被投難有拝読」しており、それを読むと「戦況ヲ実地ニ見ルガ如ク相覚ヘ」る、とある。興武会は、兵士たちから戦地の情報を得る窓口ともなっていた。

戦傷病者に対しては、見舞金も送られていた。○四年六月から○五年四月までを対象とする「興武会幹事取扱ニ係ル収支決算書」の「支出ノ部」によれば、「出征兵士病氣見舞金」として三円が支出されている。

また、興武会の「病院見舞金送付ノ件」と題する文書では「明治三十八年三月二日決議」として「傷病兵士ニハ見舞トシテ一人ニ付金壹円五十銭内ヲ送付」することとされ、その年の四月から九月にかけてg・i・q・x・yに対してそれぞれ一円が送付されたと記録されている。

次に、出征兵士を対象とするもの以外の活動について述べる。一つは軍への物品の寄贈である。三種の物品が確認できる。その一つは梅干であり、○四年八月に武揚協会を通じて三樽を寄贈している。

同月一二日付で武揚協会から、遮眼簾を「調製し歩兵第四十四連隊は勿論第十一師団其他土佐出身軍人へ寄贈すること」が呼び

かけられた。遮眼簾とは眼を覆うことによって埃や強い光を防ぐための器具だという。興武会はこれに応え、九月三日にその費用を送付した。

もう一つは毛布である。○四年一〇月一九日、武揚協会から照会を受けた興武会は「出征軍人防寒用毛布寄贈ノ件」について議論した。前掲「収支決算書」に、「出征兵士ニ寄贈スル毛布代」が三八円九五銭であったとされている(支払い月日は不明)ことから寄贈することに決したと判る。また、ここには、「遮眼簾代高知武揚協会送付」の項目もあり、これは一円五六銭であった。

次に祝勝会等について述べる。興武会は、○四年七月二七日付で、「旅順陥落ノ公報アリタルトキハ左ノ方法ニ依リ日浦礮ニ於テ祝勝会」を開催すると決定した。この日は第一回旅順総攻撃の一月近く前である。この頃には、「陥落」が眼前のことだと考えられていたのであろう。日時や会費について決められ、その日は「村民一般祝意ヲ表シ各戸ニ国旗ヲ立ツルコト」とされた。

実際に旅順が陥落した日の四日後の○五年一月六日に祝勝会が実施されることとなり、その旨が告知された。前掲の「決算書」には、「旅順陥落祝捷会費」として一五円三八錢八厘の支出が記録されている。当日の様子は不詳である。

また、日本海海戦の勝利を受け、○五年五月三〇日には興武会から「海軍大勝利ニ付祝意ヲ表シ本日ヨリ向フ五日間各戸門前ニ日章旗ヲ立」てるように呼びかけられている。

興武会の目的は「恤兵救族」にあった。すなわち、兵士の家族

の救援も活動の大きな柱であった。しかし、そのような活動に関する『雑』中の史料は多くはない。

注目されるのは、○五年三月頃に作成されたと推定される「出兵者家族視察及慰問ノ件」と題する文書である。これは、「村長及会長共是レ迄出兵者家族視察及慰問シ来リタリシモ他ノ要務多端ノ為メ充分」ではなかったため、これからは近隣町村の例に倣つて委員による慰問を行なうべきだとし、「慰問及視察方法」を定めた。その方法は、村を二区に分ち、両区から毎月一人の委員を選出し、その委員がもう一方の区の「出兵家族ヲ視察及慰問シ其都度会長ニ報告」するというものであった。

先述の「決算書」には「困窮遺族救恤金」として二円六〇銭の支出が記されている。また、○六年六月一九日調による興武会の「会費収支」にも、「困窮家族救助費」として三〇円九銭五厘の支出がある(対象期間は不明)。その規模ははつきりしないが、遺家族等に対する金銭の給付も行なわれていた。

2 兵士たち(帰還者のみ)の動向

前節で見た慰問状・見舞状には、その時々々の兵士たちの所属が記されているものが多い。本節では、それらと新聞史料に依拠しながら、できる限り時系列に沿って、日露戦争中の帰還者の動向を見ていくこととする。記述に際しては、とくに必要のない限り慰問状・見舞状そのものについては言及せず、「○○年○○月○○日は○○に属していた」というかたちで記すこととする。

先に確認しておきたいのは、帰還者たちの階級である。清岡公臣・aは、中尉と少尉であり、将校である。伊吹秀美・bは、それぞれ曹長・軍曹であり、下士である。他は全て兵卒である。また、既に見たように日露碑からは所属部隊は分からない。ここではとくに所属部隊と入院先の病院について着目することにする。また、いくつかの例外を除いて昇級については触れない。

まず最初に、jについて述べる。『雑』の日露戦争期の文書に彼の名のみが全く登場しない。先に見た「病氣ニ依リ帰郷」となった兵士である可能性が高いと考えている。

次に、最も詳しく戦歴を知ることができるcについて述べる。彼はまた、帰還者の中で最も早い出征が確認できる兵士である。

cの軍歴は『鑑』に詳しく記されている。『鑑』は高知県内の日露戦争出征者の軍歴等について、市町村毎に記述されている。ただし、扱われているのは二等卒から曹長までで、将校は掲載されていない。中山村の個所には、戦没者全員とcの項目がある。c以外の帰還者が取り上げられていない理由は分からない。

『鑑』によればcの軍歴は次のようなものである(一一七二—一一七三頁)。○四年四月二四日、「充員召集トシテ歩兵第四十四連隊第七中隊へ入隊」。五月七日に兵營を出発、高浜港(愛媛県新浜村)を出港して同月二五日に張家屯へ上陸した。六月二五日まで韓家屯等に駐屯し、同月二六日以降は大石洞等の戦闘に参加している。八月二一日からは旅順要塞への総攻撃に参加し、「敵弾ノ傷クル所」となったものの、「五家房附近ノ陣地ニテ殆ント昼夜

不眠攻路ノ開設ニ従事」した。一〇月三日からは第二回総攻撃に参加し、東鶏冠山攻撃の際に負傷して入院した。治療のため内地に帰還し、回復の後は内地で勤務した。〇五年六月一〇日、「歩兵第六十二連隊ニ転出シ再ヒ外征ノ途ニ上」った。〇六年四月一日に内地へ帰還した。

六二連隊は、〇五年七月に第一六師団（京都）の隷下に創設された部隊である。その「第二・第三大隊は四国の各歩兵連隊補充隊の兵員をもつて編成された」¹⁶。

cの軍歴を、『雑』によって補足する。cは、〇四年一月三日に善通寺予備病院丸亀分院第四分院にいた。この時までに内地に帰還し、療養していた。〇五年一月二〇日には朝倉補充大隊第三中隊第九班に属していた。回復後に、内地勤務に当たることになったのである。同年一月一八日には、六二連隊第八中隊第二小隊第四分隊にいた。

cの次に出征の日時が判明するのはpである。〇四年八月一日に村を出たことは前述した。

次に出征が確認できるのはhである。〇四年八月二七日に、もう一人（戦没者）と共に出征した。hは第二補充兵であった。

前述した〇四年九月三日付の慰問状によって一人名の帰還者が戦地にいたことが分かるものの、所属先は不明である（cについては前述）。

dの消息が最初に分かるのは、〇四年九月一二日の時点である。この時、旅順要塞の「大激戦ニ臨ミ…其任務ヲ尽シ名譽ノ戦傷ヲ

負」っていた。

ところで、第一次旅順総攻撃以降、戦没者、戦傷・戦病者が多く発生した。地元紙には、戦傷病者の帰還を報じる記事が多く見られるようになる。例えば、〇四年九月一五日の『土陽新聞』（以下、『土』）には「帰還傷病兵」と題する以下の記事が掲載されている。

〇〇（「一」）と考えられる、引用者註）師団に属する傷病兵下士以下三十名は十一日午前大坂より第四共同丸にて転送し全日午後七時住ノ江丸にて下士以下百二十七名多度津港に着し善通寺第二分院に収容し又十二日某戦地より博多丸にて下士以下百七十九名帰還し同様第二分院に収容されたり

この記事の前日（二四日）から、「傷病兵の類別（本県出身将士）」と題する記事が連載され始め、傷病兵の氏名が列挙される。その「九」（同月二八日）にbとdの名が見える。二人は内地に帰還したようであるが、入院先等は不明である。

b・oに対する同年九月一五日付の見舞状については前述した。ここから、oも疾病のため戦場を離れていたことが分かる。oについては、帰還が分かる史料を見いだせなかったが、同じ頃に帰国したのであろう。また、これ以降の動向は不明である。帰郷が許可された可能性が高い。

次に、〇四年十一月一日付の慰問状を取り上げる。この慰問状の宛先は一三名の帰還者（清岡公臣・a・b・c・d・e・g・h・i・k・n・p・s）と一〇名の戦没者である。この慰問状

には、彼らの所属等が詳しく記されている。以下、概観する(cは既述)。

清岡公臣は第一軍の近衛騎兵連隊第二中隊にいた。aは歩兵第四三連隊補充大隊第三中隊にいた。これ以降のaの動向は不明である。

先述したbとdについては、両者とも「在高知陸軍歩兵第四十四連隊」と記されている。二人とも、回復して朝倉兵營の補充大隊にいた。dについては、これ以降の動向が不明である。戦地に赴くことはなかったようである。hも同大隊の第二中隊にいた。eは、戦地の四四連隊に属していた。

もちろん、四四連隊以外の部隊に所属していた兵士もいた。pは、四三連隊補充大隊第二中隊第一二給養班に所属していた。

一師団の歩兵連隊以外の部隊に属していたのはg・i・kの三名である。gは弾薬大隊第一砲兵弾薬縦列第四分隊に、iは同大隊砲兵第一縦列第一一分隊、kは後備歩兵第一二連隊第六中隊第三小隊第三分隊にいた。一二連隊も一師団隷下の部隊であり、丸亀(香川県)に置かれていた。後備歩兵第一二連隊は〇四年六月に設けられている。

nは、この時点で、広島陸軍病院第一分院にいた。詳細は不明であるが、病気であったという。

日露戦争というカテゴリーに入らない場所で軍務に服していた者もいる。sはこの時、「台湾守備歩兵第一一大隊分遣第四中隊」にいたという。これ以降の動向は不明である。

〇四年一月一日、伊吹秀実が、四三連隊補充大隊へ臨時召集されている(前述)。同年二月三日には、同隊の第五中隊にいた。

〇四年二月三〇日に、興武会から通信会へkの消息についての問い合わせがなされている。この際、所属は戦地の一師団歩兵第一二連隊補充大隊第二中隊とされていた。回答は存しないので、この時に実際にここにいたのかは不明である。

ところで、『雑』に「明治三十七年徴兵調査書」と題された文書がある。¹⁸〇四年六・七月頃に作成されたものと推定できる。この年に行なわれた徴兵検査の結果が記されており、本来は村役場のみにあるべきはずの文書であろう。

この文書には八名の氏名等が記されている。その内二名は「碑」に氏名がない。他の六名の氏名の上には「甲」か「乙」と記されているが、この二名には「丙」・「丁」が記されている。これは徴兵検査で判定された体格の区分である。甲・乙は現役に適する者であり、丙は現役に、丁は兵役にそれぞれ適さないと判定されたことを意味する。この二人は、徴兵されなかったのである。

他の六名は全て帰還者である。r・t・vには「第一補充員 甲 歩兵」と、qには「乙 歩兵」、w・x・yには「乙 輜輸」と記されている。

〇四年一月二八日、四四連隊補充大隊へ入営する兵士三名の見送りが行なわれた。前掲の「調査書」で「第一補充員 甲 歩兵」と記されていた三名、r・t・vである。t・vは現役兵、

rは補充兵としての入営であった。t・vは、これ以降の消息が不明である。

「調査書」に「乙 歩兵」と記されていたgも、補充兵として四連隊へ召集されて入営することとなり、同年一月一七日に村を出発した。

ここで、「予備病院」について確認しておきたい。予備病院とは、日露戦争開始時に各師団司令部所在地にある衛戍病院を基幹として動員編成された内地後方病院のことである。予備病院には、「戦地から還送された傷病将兵や内地部隊の患者」が収容された。戦地からの「還送患者は、日本赤十字社や陸軍の病院船、あるいは患者輸送船などで広島宇品港に揚陸し、多くはいったん『広島予備病院』に入院して処置を受けた後、それぞれ所属する留守師団管下の予備病院に転送されることになっていた。¹⁹⁾

後述のように、多くの帰還者が普通寺予備病院に入院した。同予備病院は、一師団に動員が下令された〇四年四月一九日に善通寺衛戍病院が改称されて発足し、六月二〇日より患者を収容した。患者の増加により、同地に第一から第三分院を、「丸亀市城東町の練兵場」に第四・五分院を設置した。²⁰⁾

〇五年一月二六日付「土」の記事「転送傷病兵士」によれば、同月二四日に県出身の二四名の傷病兵士が「広島予備病院其他戦地より後送せられ普通寺予備病院第一第三の分院へ収容」されたという。この中にnの名がある。同年三月二二日には第三分院にいた。〇五年四月八日付の葉書で通信会から興武会へnの「帰郷

療養」が認可されたと伝えられた。その理由は、「急性腸胃加答見后ノ衰弱兼脚氣」であった。

〇四年一月八日にl・mの兵士の見送りが行なわれた。二人が「丸亀へ召集」されたこと以外は不明である。l・mは、同年二月二六日には、一二連隊補充大隊にいた。それぞれ後備歩兵・後備輜重輸卒であった。lについては、ここで情報が途切れている。q・rは、同日、四四連隊補充大隊に補充兵として務めていた。

〇四年一月九日、eとhは、普通寺予備病院丸亀第四分院にいた。両者ともに入院の原因は負傷であった。

〇五年一月四日の新聞記事「日露戦役と廢兵」(「土」)によれば、eは負傷のため兵役免除となったという。退院の時期などについては不明である。

「傷病兵士の帰還」(「土」〇五年一月二六日)は、「本県の傷病兵士」が「本日入港の汽船にて帰還する旨高知恤兵通信会へ通知」があったとし、兵士の氏名を列挙する。この中にhの名が見える。この時に高知県に帰還したのであろう。

興武会から通信会への〇五年一月三日付の問い合わせにおいては、pの所属先が戦地の「後備歩兵第十一旅団第四十三連隊補充大隊第一中隊第二小隊」とされている。

軍曹として出征した伊吹秀実は、〇四年末には曹長へと昇任している。興武会長・村長連名の「祝賀ノ意」を表す二月二六日付の書状がある。〇五年の元旦時点には、歩兵第五九連隊第九中隊

に属していた。五九連隊は、○五年七月に第一五師団(豊橋)の発足に伴って隷下に創設された部隊であり、東京で編制された。これ以降の動向は不明である。

○五年に出征した者もいた。同年一月一八日、召集されたfの見送りが行なわれた。所属先は不明である。同年四月一二日の時点で戦地にいたが、それ以上のことは分からない。一二月一八日には、「遼東兵站監部所属第十一師団第十二補助輸卒隊本部」にいた。

○五年一月二〇日には、mの所属が「丸亀後備歩兵第五十九連隊第二大隊本部付」となっており、前年末から異動になったことが分かる。

○五年二月一日に、興武会長・村長から清岡公臣に対して昇任を祝賀する書状が出されている。騎兵中尉となった清岡公臣に対して、「貴官御一身ノ而巳ノ名誉ニ止ラズ寧口御産地ナル本村ノ光栄トスル処」だと述べている。所属は○四年一月の時点と変わらない。また、これ以降の動向については不明である。

○五年二月一三日、善通寺の輜重兵一一大隊補充隊への召集を命ぜられた輜重輸卒のw・x・yの見送りが行なわれた。この三名は、前掲「徴兵調査書」に「乙 輜輸」と記された者たちである。

○五年二月二三日、補充兵uが四四連隊補充大隊へ召集されて村を出た。これ以降の動向は不明である。

同年二月一日にpは、「第二軍遼陽兵站病院西八里庄第二分

院」にいた。三月一七日には、通信会から興武会へ葉書でその消息が伝えられている。それによれば、「今般広島ヨリ転送善通寺予備病院第参分院ニ收容」されたのだという。病名は脚気であった。これ以降の動向は分からない。

○五年五月一三日、qは広島から善通寺予備病院本院に移された。病名は「湿性胸膜炎」であった。同年六月四日には、同院第一分院にいた。同月二十五日にはgが広島から転送されて同院第二分院に收容された。病名は、「格魯布性肺炎」であった。

同年四月一九日の『土』に「戦地後送兵」と題する記事が掲載されている。六名の「本県出身の傷病兵士」が「去る十四日戦地より善通寺予備病院に後送收容された」ことを伝えるものである。この一人がiである。同月二十七日には、病気によって同予備病院第二分院にいた。『雑』に、同年五月二日付のiからの葉書が収められている。これは村長・興武会長へ宛てたもので、「御手紙及び御慰問金」への礼を述べたものである。住所は、同分院であった。これ以後の状況は不詳である。

同年九月一五日、xが「広島予備病院ヨリ善通寺予備病院へ転送」されたことが、善通寺の「特派員」(後述)の情報として通信会から興武会に伝えられている。入院の原因は「咽喉カタル兼胃カタル」であった。同年一〇月一〇日の時点にも同院にいたことが確認できるが、これ以降の情報はない。

xらと同時に善通寺の部隊へ入ったwもまた病気に罹った。○五年七月一日の『土』の記事「傷病兵の転送」に掲げられている

「去る二十七日広島予備病院より普通寺予備病院へ転送収容された」傷病兵の中にwの名がある。病気は脚気だという。

○四年一月の時点で国内にいたbは、その後再び戦地へと赴いたようである。○五年六月一日時点の所属は四四連隊第六中隊第一小隊であった。その後、再び病気に罹り内地へ帰還した。○五年九月二八日の『土』の記事「転送患者」で、同月二三日に「広島予備病院より普通寺予備病院へ転送」された兵士の中にbの名がある。bの三日前か前々日に、rも同じように「転送収容」された。病気が原因であった。²³

○五年一〇月五日頃のものとは推定できる慰問状がある。これは、「病魔」に罹り普通寺予備病院へ入院することとなったbとrへ送られたものである。これによれば、bは同院第三分院に、rは第二分院にいた。新聞史料によれば、rは、同年一〇月三二日に「退院直ちに帰還の途に就き二日帰隊の予定」であった。退院の理由は特定できない。また、この後の情報も存しない。

bは、同年一〇月一七日に「退院シ高知連隊へ帰還」した。通信会より興武会にその旨を通知する葉書が届いている。

講和が成った後、兵士たちの除隊や帰村の動きが見られ始める。最初に確認できるのは、gの召集解除である。「砲工兵の召集解除」(『土』○五年一〇月二五日)によれば、一師団「野戦砲兵第十一連隊本県出身」の一六名の兵士が「本月二十三日召集解除となり帰郷せしむべき旨同補充大隊より本県庁へ通牒」があったという。一六名の中にgがいる。

村に届いた最初の報せは、○五年一一月のkとmのものであった。mはこの時五九連隊第二大隊の後備役輜重輪卒であり、同月「廿一日朝丸亀ニテ解隊トノ通知」があり、二四日頃に帰村する予定だという。kは、一二連隊第二大隊の後備歩兵であり、二十七日の午後に帰村するとされている。

3 傷病兵への地域の対応

前節で見たように、日露戦争から生還した兵士たちの多くが、病院での療養生活を経験した。本節では、地元出身傷病兵に対して地域がどのように対応したのかについて探る。

前稿で指摘したように、日露戦争中に戦地の兵士たちと中山村との間をつなぐ大きな役割を担った組織が通信会である。先に、通信会の活動について前稿で述べたことを簡単にまとめておく。

通信会の発足は○四年二月である。同月一日(宣戦布告の翌日)、「高知恤兵通信会趣意書」が発表された。ここには、戦地の兵士とその家族との通信を維持することを目指した組織であることが記されている。事務所は高知連隊区司令部内に置かれた。連隊区司令部とは、徴兵や動員を管掌する軍の機関である。

○四年三月三日には、通信会が「戦地の通信を得んが為め過日趣旨書に照会状を添へて四十四連隊各部隊長に向け依頼」したところ「連隊長より通信会設置の義は最も機宜に適したりとして承諾の旨回答」があったと報じられている。²⁵通信会の発足は軍側でも歓迎していた。

先に紹介した「趣意書」の「発起人」は、吉松正記・後藤光城²⁶であった。この時点で名は挙がっていないが、通信会の会長として著名となるのは五藤正形^{ごとうまさなり}である。五藤がどの時点で会長に就任したのかははっきりしない。○四年四月中旬には、五藤を会長とする新聞報道がある。²⁷

安芸市史編纂委員会編『安芸市史 概説編』(同市、一九七六年)によれば、五藤(一八六六一—一九三六)の経歴は以下の通りである(二二四頁)。土佐藩の家老職として安芸を預かった五藤氏に生まれ、高知市会議員(一八九二—一九八年)、高知県会議員(一八九七—一九〇三年)を務めた。○四年には多額納税議員として貴族院議員となる。「日露戦役の際には高知恤兵通信会長に推され」、一九一五年には武揚協会の会長に就任している。

先述の「趣意書」と同時に「会報所載目録」(九項目)が定められている。通信会は、「高知連隊区出征軍人ノ戦病死者並ニ傷疾疾病ヲ以テ後送セラレタル者ノ住所氏名」(二項目)等の情報を伝達する手段として会報を発行した。管見の限り、後に述べる「号外」を除き、「高知恤兵通信会報」は残存していないが、継続的に発行されていたことは確かなようである。

新聞史料によれば、会報第一号は○四年三月二九日に発行され、「宣戦詔勅簡訳、軍国日記、同胞の声、他山の石等」を掲載したという。同年五月初頭に発行された二号は、「本県出征軍人の書信及び恤兵救族其他軍国後援事情等」を「詳報」し、「時節柄何人も購読を要する好雑誌」だとされている。²⁹これ以降の状況は詳らか

ではない。新聞紙上で確認できる最後の号は、○六年一月初旬発行の一八号である(後述)。

前稿でも紹介したように、通信会は、○四年九月四日付で次のような文書を発した。「目下最モ機密ヲ厳守スヘキ時機」であるという理由で、「戦死戦傷等ヲ家族等へ通知」することを「或ル時機」まで見合わずように「其筋」から通達された、と。ただし、「許ス限リノ範囲内ニ於テ通報」するという方針も表明されている。

この事態を受け、同月二六日付で文書が発せられた。この文書は、以下のように述べる。通信会は「戦地に於る戦病死者其他傷病者に関する事項等一切報道の自由を失」った。しかし、「代表慰問者」をして普通寺の「師団司令部に陳情せしめ交渉」させた結果、「普通寺予備病院及各分院各室を自由自在に出入来往し得る特許を得」、さらに「常設慰問者」を普通寺に置くことが認められた。「常設慰問者」は、「本県出身の患者に対する入退院、転院、転室傷病者の経過其他の異動」について報告することの他、「入院患者の依頼による」「留守許に対する通信」、「高知県慰問者及面会人」の案内などを担う。常設慰問者の設置は、新聞広告で広く県下に告知されている。³¹

通信会がこのような方策をとった背景には、「普通寺地方へ帰還収容されたる我県出身の傷病患者の如きは殆ど千有余名の多きに達し尚ほ続々後送帰還」しているという状況があった。そのため、留守師団を説得する形で、傷病を負った兵士たちの状況を出

各病院」の「本県出身将士傷病患者人員」は次のようであったという。³² 善通寺予備病院本院「四十六人(内将校七人)」、同第一分院九三、同第二・三分院五五四、同工兵隊内分病院四、同砲兵隊内分病院四二、同工兵作業所分病院二〇、同兵器廠内分病院一三〇、同四三連隊内分病院一二七、同丸亀分院九九、偕行社「四人(将校)、合計一一一九名。

日露戦争期において、どの位の数の高知県民、中山村民が傷病兵の見舞のために善通寺の諸病院を訪れていたのかは不詳である。通信会の詳細な動きも分からない。しかし、新聞報道から、善通寺への道である「讚州街道」の旅籠屋と宿料割引の特約」の締結、通信会の善通寺出張所の移転、常設委員の交代などの動向を知ることができる。³³ この時期に、一定の数の高知県民が善通寺へと赴いたのだと考えられよう。

これまで見たものも含め、傷病兵に関する新聞報道にも通信会からの情報が多く使われている。通信会は、「傷痍疾病ヲ以テ後送セラレタル者」についての情報を高知県下に伝える上で中心的な役割を果たしていたのである。

三 日露戦争期以降の状況

1 諸部隊の「凱旋」と兵士の帰還

本章では、講和成立から後の状況について述べる。まず、諸部隊の「凱旋」と、兵士たちの帰還への地域の対応を見る。

興武会で諸部隊の凱旋に対する対応が議論され始めるのは、〇

五年一〇月下旬のことである。同月三〇日、評議員会で「凱旋軍人歓迎其他ノ件」について協議した。この日に決められたのは、凱旋門の設置であった。文書に「各町村ニハ適當ノ場所ハ凱旋門一ヶ所以上ヲ建設スルコト」とあることが示すように、中山村独自の計画ではなく、郡役所の指導か、郡内町村による協議の結果なのであろう。

この日の文書には、「完成予想図」と目される図が添付されている。それは、二本の柱に梁を渡したローマ字のHのような形状のものであった。両側の柱は「総テ赤ペンキニテ塗り白ペンキニテ」[中山村興武会・中山村婦人会]と記す。横に渡された木材には赤字で「祝凱旋」と記された額が掛けられている。これは、「焼山(村内の地名、引用者註)ノ店屋最寄ニ設置」することとし、その費用は興武会が婦人会とともに負担することとした。また、「本村軍人」の帰郷が判明したときに「村内一般ハ焼山迄歓迎スル事」と定められた。実際に建設されたことは確認できないが、兵士たちが戻る際の村への「入り口」として設けられていた可能性は高いただろう。

この頃から郡役所を通じて、各部隊の帰還予定が村に知らされている。最初の報せは、後備歩兵第四四連隊第一大隊と後備歩兵第五九連隊の帰還予定であった。〇五年一月一日付で興武会長から発せられた文書に両部隊の予定が記されている。

『歩兵第四十四連隊歴史 第一巻』(高知県立歴史民俗資料館所蔵)によれば、後備歩兵四四連隊第一大隊は〇四年六月に動員さ

れ、普通寺・丸亀・松山の「衛戍勤務並ニ其俘虏収容所警備」に当たった。○五年四月には韓国へ出征し、同年一月一三日に高知に帰還、一六日に復員を完了した。

前者については、留守一一師団参謀長から同隊の松山上陸と兵営への帰還の日程が通知されたという。ただし、同隊に「本村出征兵士」はいないと付言されている。後者については、「来ル十四日頃丸亀ニ凱旋スルノ予定」であること、三名の「本村出征兵士」が同隊にいと記されている。

同日付の興武会長から委員等へ宛てた文書には次のように記されている。「凱旋兵士歓迎」について、「朝倉又ハ丸亀等へ到着ノ期日ハ予メ」判明するが、「各兵士帰村ニ対スル期日ヲ確知スル事」はできない。そのため、「朝倉兵営到着日ノ翌日ヨリ凡三日間」「丸亀到着日ノ四日目ヨリ凡三日間」の「予定日ヲ以テ歓迎日」とする。部隊の出迎えができない各町村では、個別に帰還する兵士を迎えるしかなかったのであろう。

同年一月二三日には、「安芸郡役所第二係主査川口儀太郎」から村長に宛てて、二五日に朝倉の補充大隊において「将校以下百十二名召集解除セラルヘキ旨本県第二部長ヨリ電報」があったと通知された。詳細は不明であるが、「二係」と「二課」はともに兵事に関する部局であると考えられる。

同年一月二三日付で南村長から清岡興武会長に宛てた文書がある。一一師団・四四連隊の帰還に関する情報を伝える郡役所第二係主査川口からの文書（日付はない）を転送するものである。

それによれば、一一師団は「明年一月初旬」に多度津（香川県）に（天候上の不都合があれば詫間（同県）に）上陸し、四四連隊は一月二九日に奉天を出発し、一月六日以降に高浜か須崎（高知県）に上陸するとしている。

同文書には、「第十一師団満州出發概況表」が添付されている。それには、師団司令部・四四連隊をはじめ、同師団の諸部隊の「満州」出發日時が詳しく記してある。また、備考として「満州出發後約十日ニシテ四國港灣ニ着スル予定」とある。

○六年一月六日には、郡役所第二係主査から南村長に宛てて三通の文書が発せられている。一通目では、四四連隊が「本月五、六、八日ノ三日間ニ高浜上陸」すると「其筋」から通知があったことが知らされている。

二通目では、県の第二部長から通牒されたという四四連隊の高浜上陸後の「行軍計画」が伝えられている。添付の「自高浜至朝倉 歩兵第四十四連隊行軍計画表」には、一日目に松山を出て九日目に朝倉に到着するまでの宿営地が大隊毎に記されている。

三通目は、留守第一一師団参謀長より「内牒」があった「第十一師団諸部隊帰着予定表」を伝えるものであった。同表には各部隊の揚陸地（高浜・多度津）、揚陸予定日、そして船名が記されている。³⁴

これまで述べたように、普通寺の留守師団から発せられた一一師団諸部隊の帰還情報は、高知県庁・安芸郡役所を通して、中山村に伝えられた。高知県下においては、このような形で情報が伝

えられ、それを基に帰還した部隊・将兵の歓迎行事や出迎えが各地で行なわれていたのである。

次に、中山村の帰還者の「凱旋」の様を見よう。彼らのうち七名の帰村日時が判明する。

最初に帰村したのは、bであった。○五年二月二七日付の興武会長名の文書「凱旋軍人権迎ノ件」は、bが本日帰村するので、「村内一般ハ列ニ抛リ安田村西ノ端松原迄歓迎」するよう呼びかけている。bが一〇月に内地に帰還してことは既述した。よって、朝倉の補充大隊で召集解除されたのであろう。

次に、h・uについて述べる。○六年一月二五日付の南村長から清岡興武会長に送られた葉書によれば、朝倉まで出向き兵営でこの二名と面会し、「帰郷ニ関スル打合せ」を行なったという。両者とも、この時点で四四連隊の補充大隊にいたのである。打ち合わせにより、翌一六日午後二時に解隊、その日は高知市に宿泊、「十七日高知出発安芸町宿泊」、一八日正午到着、との予定が確定したという。これを受けた清岡は、一六日付で興武会委員にむけて、h・uの二人が一八日正午に到着するので、「安田村西ノ端松原」で歓迎するように村民に伝えるよう告知した。

次に「凱旋」が確認できるのはfである。○六年三月一日付でそれまでと同様の文書「凱旋軍人歓迎ノ件」が発せられ、三日正午に「安田村唐ノ浜薬師ノ西松原」まで出迎えることが呼びかけられた。帰還時のfの所属先ははっきりしないが、一師団第一二補助輸卒隊の一員として帰還した可能性が高い。

同年四月二日には、sが帰村した。それまで同様、三月三一日に文書が出され、「同日午前十一時迄ニ安田村迄迎出」るよう村内に伝えられている。この文書から、sが歩兵第五四連隊第七中隊にいたことが分かる。同連隊は、○五年四月に「姫路、福知山、善通寺、丸亀、松山、高知など、各地所在の歩兵連隊補充隊が、それぞれ編成した部隊を合体して作られ」、一四師団に属していた³⁵。

qの帰村の日程は、本人が村に知らせた。qが○六年四月四日に書いた葉書が「雑」に綴られている。中山村役場に宛てたもので、「三十日丸亀ニテ解散致シ六日ニハ帰宅」すると伝えている。これを受けて出されたと考えられるのが、四月六日付の「凱旋兵士歓迎ノ件」である。これは、同日にqが帰郷するので正午までに「安田村迄出迎」えるように通知するものである。丸亀でのqの所属先は不明である。

六二連隊に属していたcが、○六年四月二五日に内地に帰還したことは既に述べた。四月二一日付でcの帰村を伝える葉書は、本人以外の人物が記し高知市で発送したものである。本文には、「凱旋兵c当市迄帰り居り候処明後廿三日正午安田着ノ予程ヲ以テ帰宅」するので伝える、とある。差出人については不詳である。○六年四月二一日には、翌日に帰村するcを「安田村迄出迎」えるように懇願する通知が興武会長名で出されている。

2 通信会の解散と武揚協会の方向転換

通信会は、日露戦争期において傷病兵に関する情報の伝達、病院への見舞いの支援に大きな役割を果たした。また、前稿で述べた通り、戦没者についての情報の伝達においても同様であった。ここでは、日露戦争の終結に際して、通信会、そして武揚協会が示した動きについて見る。

既に紹介した〇四年二月の「趣意書」と同時に定められた「規約」には、「平和克復後本会ノ事業ヲ終」える、とある。通信会は予定通りに活動を止めた。『土』〇六年一月一六日に「通信会は最早野戦隊の凱旋の全く終わりたるを以て本月中には閉会する」との記事が掲載された（「通信会の閉会期」）。そして、同月二〇日をもって「閉会」した。³⁶ 閉会を告げる広告によれば、「会報第十八号を以てご挨拶」した通り、四四連隊が「凱旋」したので閉会することにした、という。ここから、会報が一八号まで発行されていたことも判明する。

同月二二日に高知市内の五藤正形邸で行なわれた閉会式には、四四連隊長・高知市長・武揚協会長をはじめとして六〇名以上が集まったという。³⁷ 改めて、通信会が日露戦争中に果たした役割の大きさがうかがえる。

武揚協会にも動きがあった。武揚協会から興武会へ宛てた〇六年四月三〇日付の文書がある。ここで示されているのは、「救護事業ヲ開始シ徴兵奨励事業」を廃止するという、活動方針の転換である。従来「徴兵ノ保護奨励ヲ以テ主眼」としていたが「戦勝ノ結果志気益

旺盛徴兵忌避ノ弊風ヲ除却シ」、その必要がなくなった。その代わり、「廃兵遺族救護ノ必要」が生じた、と説明されている。

前稿で述べたように、中山村の在郷軍人会が発足する際には、目的の一つに「尚武ノ気風ヲ振起」が挙げられていた。その一環として、徴兵を忌避する風潮の打破も目指されていた。同様の認識は役場文書にも見られた。しかし、日露戦争を経た後、同村内にそのような認識が見られなくなる。

武揚協会ほど明確に表明されていないが、中山村においても「尚武の気風」を振興する必要がなくなり、村と援護団体の主たる役割が兵士とその家族の援護となったのである。日露戦争によって学んだ「戦争への対応の仕方」を実践する段階に入ったのだといえよう。

3 歓迎行事

帰還者たちが帰村した後、彼らを歓迎する行事が行なわれた。〇六年五月三日、興武会は「従軍者歓迎会議案」を議決する。それは、「正弘日浦下及別所下夕川原ノ内」を会場として、従軍者を慰労する催し物の計画であった。同案では「従軍者及教育召集者共本会ヨリ待偶スヘキ」とされており、戦場経験のない者も対象とされた。

同案が策定された翌日に、「帰郷軍人歓迎会」が五月八日「午后一時日浦ノ下川原」で執行されると告知された。当日の様子を知ることができる史料は見出せなかつた。

前稿で述べたように、この日の午前中、「別所ノ下川原」を祭場として「戦病死者慰霊祭」が行なわれた。この日は、村を挙げて日露戦争の労をねぎらう日となったのであろう。

4 帰還した兵士たちの日露戦後

最後に、日露戦争から生還を果たした者たちの戦後について簡略に述べたい。

○六年五月一日、清岡興武会長と浜渦文弥神官の連名で帰還した兵士たち等へ、三日後に「征露役ニ神願セシ：神社へ解願ノ為メ参詣」すると伝えられた。宛名は帰還者二二名（清岡公臣・a・j・t・v以外全員）と他八名である。

この文書によれば、清岡に同行された元兵士たちは、「峯ノ神社」「熊野神社」「地主神社」「神峯神社」「八幡宮」「東島ギラン神社」と巡り、熊野神社で「浜渦神官及村内神道教導等ノ催ニ係ル解願祭ニ列席」することとなっていた。これらの神社はそれぞれ、前掲『安田文化史』に記載されている峯神社・熊野神社・地主神社・神峯神社・八幡宮・須賀神社のことであり、それらは全て現在の安田町域にある。彼らは出征前に何らかの形でこれらの神社に生還を祈願したのであろう。興武会長とともに「解願」の参拝をすることによって、中山村とそこから出征した兵士たちにとっての日露戦争は、ひとまず終わりを告げたのである。

本稿が扱った帰還者たちはそのほとんどが兵卒であり、日露戦後は村で生業に戻ったと考えられる。そのため、日露戦争以降に

どのような人生を歩んだのかを明らかにすることは難しい。その後の生涯について手掛かりを得ることができたのは一人だけである。彼ともう一人について簡単に触れておきたい。

一人は、清岡公臣である。日露碑の帰還者の冒頭に名があり、階級が最も高い人物である。詳細は不明だが、彼はそのまま軍に籍を置き続けたようである。一九二五年八月から二七年七月まで騎兵第一連隊の連隊長、同月からは同第二七連隊長を務めている。³⁹ それ以外の経歴は不明であるが、生涯の多くを騎兵の将校として送ったのであろう。

もう一人はzである。zが日露戦争中に「陸軍歩兵一等靴工長」であったことは既に述べた。どの時点かは不明であるが、その後zは軍を辞めている。清岡興武会長からzに宛てた一九〇八年九月七日付の書簡が残っている。その宛先は「大坂南区船出町日本皮革株式会社大坂工場」であった。軍で得た技能を民間で活かすことになったのであろう。

おわりに

本稿では、日露戦争が高知県の一小村である中山村にどのようなインパクトを与え、それに同村がどのように対応したのかを見てきた。以下、簡略にまとめておく。

同村の軍事援護組織である興武会は、清岡正栄のリーダーシップの下、活発な活動を行なった。兵士に対しては、国のために尽くすことを求め、出征時には見送り、軍務に就いている時には慰問

状を送り、入院時には見舞状と見舞金を送付し、帰還時には出迎えを行なった。このような活動を展開できたのは、兵士たちの動向を詳細に把握していたからである。それは、高知県全体を対象に活動していた恤兵通信会が情報を迅速に県下に伝えていたからこそ可能となった。また、軍への物品の寄贈など、武揚協会と連携した活動も行なわれていた。これらの動きは、「兵士の後援」が具体化していく過程であったと捉えられよう。

郷土部隊である四四連隊は日露戦争で多くの死者を出した。前稿で示したように、中山村の戦没者は全員が四四連隊の所属であった。そのため、高知県から出征した兵士たちの所属先として同連隊が強くイメージされる。しかし、帰還した兵士たちを視野に入れると、兵士たちの所属先は四四連隊だけではもちろんなく、一師団の諸部隊、さらには他師団の部隊など多岐に亘っていた。出征後に所属先が変わることもまれではなかった。また、帰還した兵士たちの多くが戦場で傷病を負った。彼らは、戦地から広島予備病院、そして善通寺予備病院へと送られ、そこで療養生活を送った。

興武会の活動は、兵士たちの後援という側面が強かった。そのためか、家族に対する援助として最も力点が置かれたのは、兵士たちの消息をその家族へ伝えることであったようである。ただし、家族に対する援護もある程度なされていた。

「はじめに」で示したように、高知県の他市町村について、本稿のような検討はなされていない。よって、本稿で示した事例が、

県内においてどの程度一般的であったのか明確にすることは難しい。興武会長清岡正栄が、武揚協会が編集した『鑑』において、日露戦争期の軍事援護事業に携わった人物として高く評価されていたことは本文で述べた。そこから考えると、中山村で見られた対応は、高知県下において平均的であったというよりも、模範的と評されるものであったと考えられる。中山村の状況は、県下において「典型的であるべき」とされたものなのであろう。

中山村でも、高知県全体でも、日露戦争において初めて本格的に「地域で戦争を支える」ことを経験をしたのだといえよう。筆者はかつて、高知県の日露戦争戦没者の慰霊について検討した際、⁴⁰次のように結論付けた。高知県では、日露戦争を経た後、各市町村における戦没者慰霊の方法が確立し定着した、と。本稿の事例から、戦没者慰霊の局面のみならず、軍事援護事業全般に關しても、この時に一定の「方法」の定着が見られたと想定されよう。

このような知見を踏まえ、今後さらに史料の「発掘」を進めながら、「日露戦争と高知県」について広く検討していく必要がある。高知県の兵士については未検討となっている「兵士の戦場」についての研究もなされるべきである。

また、日露戦争を経験した後の中山村、そして高知県の地域社会が、どのような形でこの後の戦争に対応していくのかという問題について、今後さらに研究を続けていく必要がある。残された大きな課題である。

註

- (1) 高知県市町村合併史編纂委員会編『高知県市町村合併史』(高知県、一九七四年)、九三九頁。
- (2) 『明治三十六年 高知県統計書』(高知県、一九〇五年)、二八頁。
- (3) 以下、中山村長に関する記載は同書の別表二二頁による。
- (4) 飯塚一幸『日本近代の歴史3 日清・日露戦争と帝国日本』(吉川弘文館、二〇一六年)、一七頁。また、近代日本における軍事援護の概略と研究の状況については、山本和重『軍事援護』(林博文・原田敬一・山本編著『地域のなかの軍隊9 軍隊と地域社会を問う 地域社会編』(吉川弘文館、二〇一五年)所収)を参照。
- (5) 『高知県中山村の日露戦争戦没者―兵士の動向と地域の対応―』(『海南史学』五七号、二〇一九年)。
- (6) 『旧中山村の文書整理 安田町と一九四三年に合併 明治―昭和初期の一〇〇〇点余 政策、世相把握へ』(『高知新聞』二〇一七年二月一日)。また、『旧中山村の暮らし伝える 安田町 明治―昭和の史料展示』(同紙、二〇一九年四月一三日)も参照。
- (7) 『高知県における日露戦争戦没者慰霊』(高知大学人文学部「臨海地域における戦争と海洋政策の比較研究」研究班編著『臨海地域における戦争・交流・海洋政策』(リーブル出版、二〇一一年)所収)。
- (8) 普通寺市立図書館編『普通寺市史 第三卷』(同市、一九九四年)、八五九・八六〇頁。
- (9) 森松俊夫・外山操『帝国陸軍編制総覧 近代日本軍事組織・人事資料総覧 第一卷』(芙蓉書房出版、一九九三年)、二二〇頁。
- (10) 歩兵第四四連隊編『連隊歴史』(同隊、一九三六年改訂増補版(初版は一九二九年)、一頁)。
- (11) 『鑑』巻末二二―一四頁。ここでは清岡の名が「正策」とされているが、誤りである。
- (12) 松田英里「在郷軍人」(吉田裕ら編『アジア・太平洋戦争辞典』(吉川弘文館、二〇一五年)、二四三頁)。
- (13) 陸軍省が発表した「陸軍被服工長学舎第三期 卒業生の「靴工科」(一名)に、二二連隊のZの名が見える」(『官報』三二七八号、一九九四年六月五日)。
- (14) 前掲『連隊歴史』、六―一五頁。また、第一師団をはじめとする四國の軍隊の日露戦争における動向については、山本裕「第一師団と普通寺」(坂根嘉弘編『地域のなかの軍隊5 西の軍隊と軍港都市 中国・四國』(吉川弘文館、二〇一四年)所収)を参照。
- (15) 『明治三十八年 議事録留 安芸郡中山村役場』(第六号) 第一類(村文書)に所収。
- (16) 愛媛県史編さん委員会編『愛媛県史 近代下』(同県、一九八八年)、八二四頁。
- (17) 前掲『帝国陸軍編制総覧 第一卷』、二〇二・二二八頁。
- (18) 念のため記せば、他の年度の「調査書」は綴られていない。
- (19) 今西聡子「日本陸軍の軍事医療 ―病院・療養所―」(荒川章二ら編『地域のなかの軍隊8 日本の軍隊を知る 基礎知識編』(吉川弘文館、二〇一五年)、一九五・一九六頁)。
- (20) 普通寺市立図書館編『普通寺市史 第二卷』(同市、一九八八年)、五七

八頁。

- (21) 前掲『帝國陸軍編制総覧 第一巻』、二三八頁。
(22) この記事の末尾には「恤兵通信会通知」と付記されている。
(23) 「患者の転送」(『土』〇五年九月二六日)。この記事の末尾には「通信会着報」と記されている。
(24) 「帰還兵士」(『土』〇五年一月一日)。
(25) 「軍国余瀝」(『土』)。
(26) 吉松正記・後藤光城については不詳である。唯一、後藤が召集されたために通信会の幹事を辞めたことを報じる〇四年一月一六日の『高知新聞』の記事がある(「後藤幹事の辞職」)。ここでは、「通信会は氏が首唱と斡旋に依りて成立し」たとされている。
(27) 「五藤氏の美拳」(『土』〇四年四月二二日)。
(28) 「高知恤兵通信会報の発行」(『土』〇四年四月三日)。
(29) 「高知恤兵通信会報」(『土』〇四年五月七日)。同年五月二六日には三号が発行された(「恤兵通信会記事」(同紙同月二七日))。
(30) この文書については新聞にも報じられている(「恤兵通信会の通牒」(『高知新聞』〇四年九月八日))。
(31) 「土」〇四年九月二七日、など。広告内では「常設委員」とされている。
(32) 「傷病将士人員数」(『土』〇四年九月二五日)。
(33) 順に、「本県慰問者の便利」(『土』〇四年一〇月九日)、「通信会出張所の移転」(『高知新聞』同年同月一六日)、「通信会常設委員の更迭」(同紙、同年一二月七日)。
(34) 同月九日には、ここに記されていない部隊の予定表がさらに送付され

ている。

- (35) 新人物往来社戦史室編『日本陸軍歩兵連隊』(新人物往来社、一九九一年)、二四六頁。
(36) 通信会名の広告・「恤兵通信会の閉会」(両者とも『土』〇六年一月二〇日)。
(37) 「通信会の閉会式」(『土』〇六年一月二四日)。
(38) 二二八・二二九、二三一、二二六、二二二、二二五・二二六頁。ただし、地主神社は複数存在し、特定することができなかった。
(39) 高原孝編『騎兵第十一聯隊史』(同連隊会、一九七〇年)、四四四頁。清岡は同書の「序」を執筆している。そこでは、七〇年一月の時点で「齡九十を越え現存戦友中の高齢者」と述べている。
(40) 前掲拙稿「高知県における日露戦争戦没者慰霊」。

※本稿は、科学研究費助成金(基盤研究(c)) 「柚(そま)」と森林鉄道を基

点に還元する高知県東部の『暮らし』、課題番号17K02021、研究代表者・小幡尚)による成果の一部である。

(おばた ひさし 高知大学人文社会科学部教授)